

第一次大戦後のチェコスロヴァキアの言語法

Das Sprachengesetz der Tschechoslowakei im Jahre 1920

加 来 浩*

KAKU Hiroshi*

論文要旨

第一次世界大戦後にハプスブルク帝国から独立したチェコスロヴァキアでは、全人口の約1/4、300万人以上のドイツ人（いわゆるズデーテン・ドイツ人）がそれまでの支配民族の地位から転落して最大の少数民族集団となった。チェコスロヴァキアは連合国と結んだ条約に基づき、ドイツ人を初めとする少数民族の権利の保護規定を憲法に盛り込んだが、憲法と同時に制定された言語法ではチェコ語（チェコスロヴァキア語）のみを「国家語」（公用語）と認定するなどチェコ語に非常に有利なものであり、少数民族の立場から見ると、むしろハプスブルク帝国時代より「後退」でさえあった。このことはズデーテン・ドイツ人の大きな不満の種となった。

キーワード：チェコスロヴァキア、少数民族の権利、ズデーテン問題

はじめに

第一次世界大戦で敗戦国となった多民族帝国オーストリア・ハンガリー君主国（通称ハプスブルク帝国）は、戦後「継承国家」と呼ばれるいくつかの国民国家に分裂したが、新国家の国境線引きは、講和会議の原則となったはずの「民族自決」から離れて、かなり恣意的に行われた。ドイツを再び軍事的脅威とさせないという戦勝国の思惑から、またソ連に対する「防疫線」を形成するという意図のためであった。その結果「国民国家」の建前で建国されたほとんどの継承国家が相当数の少数民族をかかえる多民族国家となり、それぞれ民族問題に悩むこととなった。

講和会議では、チェコスロヴァキアについては「ボヘミア王冠の諸邦」（ボヘミア、モラヴィア、シュレジエン）のうち、ドイツ人居住地域（いわゆるズデーテン地方）をドイツまたはオーストリアに編入すべきだとする意見（アメリカ）もあったが、またドイツ人自身も明確にその願望を表明したが、結局ドイツの牽制のためチェコスロヴァキアを経済的・軍事的に十分強力な新国家とするというフランスの主張が通った¹⁾。マサリク、ベネシュらのチェコ人指導者の要求は、一方では「歴史的権利」を根拠にボヘミア・モラヴィアの全域を要求し、他方では民族的理由を根拠にスロヴァ

キアを要求するという、二重基準に基づくものだった。この決着にチェコ人以外の諸民族（チェコ人と共に「チェコスロヴァキア国民」を構成するという建前だったスロヴァキア人も含めて）は納得せず、後に禍根を残すことになった。

本稿では、オーストリアに対する講和条約であるサン・ジェルマン条約と同じ日にチェコスロヴァキアと戦勝国（連合国）の間で結ばれた少数民族保護条約、チェコスロヴァキア憲法、そして言語法の内容を検討することにより、少数民族保護条約の規定がどのように盛り込まれたかを見るとともに、ハプスブルク帝国時代の言語政策と比較することによって、チェコスロヴァキアの少数民族政策を検証しようとするものである。

第1章 少数民族保護条約

戦勝国は、ドイツ人の自決権を無視したことへの後ろめたさがあったためか、チェコスロヴァキアに対して少数民族の権利を保護することを国際条約で約束することを求めた。1919年9月10日、オーストリアに対する講和条約であるサン・ジェルマン条約²⁾が結ばれた同日、少数民族保護条約が結ばれた³⁾。その内容は次の通りである。

まず第1条で、第2条以下の規定を今後制定される予定のチェコスロヴァキア憲法に盛り込むこ

* 弘前大学教育学部社会科教育講座

Department of Social Studies, Faculty of Education, Hirosaki University

とを求め、この規定と矛盾する法律・政令・職務行為を禁止した。

第2条で、出生・国籍・言語・人種・宗教の違いにかかわらず、すべてのチェコスロヴァキアに居住する者の完全な人身の保護と自由を保証することを義務づけた。また、公序良俗に反しない限り、信仰・宗教・信条の自由を保証することを求めた。

第7条で、人種・言語・宗教の違いにかかわらず、すべての国家公民（Staatsbürger）は法の下に平等であるべきこと、同等の市民的・政治的権利を持つべきこと、宗教・信条・信仰の違いは、市民的・政治的権利の行使、公職への就職、営業活動において妨げとなつてはならないこと、国家公民は、私的及び公的会話、宗教活動、新聞、公の集会において言語の自由を持つべきこと、チェコスロヴァキア政府が単一の公用語を導入したとしても、法廷では口頭・文書でチェコ語以外の言語の使用を認めるべきこと、などを求めた。

第8条で、民族的・宗教的・言語的少数派は法的にも実際にも多数派と同等の待遇・保証を受けるべきこと、人道的・宗教的・社会的施設、学校、その他の教育施設を自弁で設立・運営・監督する権利を持つべきこと、そこでは自分の言語を自由に使用し、自由に宗教活動を行う自由があるべきこと、を求めた。

第9条で、公的教育機関に関して、相当数の非チェコ語住民が居住する都市と地区では、子どもが自分の言語（母語）で授業を受けられる保証を与えること、しかしチェコ語を必修科目にすることを妨げないこと、国や自治体の公的資金を民族的・宗教的・言語的少数派に適切に配分することを求めた。

第14条で、人種的・宗教的・言語的少数派に関する規定は、国際連盟理事会の過半数の同意がなければ改廃できないこと、すべての理事国は、チェコスロヴァキア政府による義務違反があった場合、または義務違反の恐れがある場合、理事会の注意を喚起する権利があること、理事会は適切な指示を出す権利があることが定められた。チェコスロヴァキア政府は連合国（主たる同盟及び連合諸国）または理事国との間に意見の相違が生じた場合、国際連盟規約第14条に基づき処理すること、常設国際司法裁判所に付託し、その決定は最終的であることを定めた。

この条文は、相手がチェコスロヴァキアという

「小国」だからこそ可能だったのであろうが、現在でも自国の民族問題を「国内問題」だとして、国際社会の介入を拒否するのが通例であることを考えると、国際連盟という組織によって、民族問題でもより良い方向へ向けての一步前進がなされたと評価できるだろう。

これらの条文を見て全体として言えることは、チェコスロヴァキア語を（唯一の）公用語とすることは認めているものの、チェコスロヴァキア政府による少数民族の強制的「同化」政策措置を許すものではなく、当時としてはかなり進歩的な内容を持ち、確かにズデーテン・ドイツ人を初めとするチェコスロヴァキア国内の少数民族は基本的にその民族的権利を保護されるであろうということである。問題は、チェコスロヴァキアの憲法と法律にどのような文言と内容で少数民族の保護が盛り込まれるか、また実施されるかである。

第2章 チェコスロヴァキア憲法

1920年2月29日、チェコスロヴァキア共和国憲法⁴⁾が制定された。西ヨーロッパ型のリベラル・デモクラシーの憲法である。「継承国家」のほとんどが独裁体制を取る中で、チェコスロヴァキアだけは唯一、1939年3月ヒトラーによって解体されるまでこの憲法体制が維持された。

まず前文で「チェコスロヴァキア人民」が「我々の歴史の精神」及び「自決権というスローガンに含まれる近代的な諸原則の精神」において「人民の完全な統一」をめざすこと、「教養ある、平和を愛する、民主的で進歩的なメンバー」として国際社会の一員となる意志を表明した。上述の領土要求の際の二重基準を正直に「告白」、あるいは正当化していることがわかる。

第1条で、人民はチェコスロヴァキア共和国におけるあらゆる国家権力の唯一の源泉であると宣言し、第2条で、チェコスロヴァキア国家は民主的な共和国であると謳われた。

では、問題の少数民族の権利について憲法はどのように規定していただろうか⁵⁾。

まず指摘すべきは、チェコスロヴァキア国家は一部自治権を認めたウクライナ地域（いわゆるカルパート・ウクライナ地方）を例外として、基本的に中央集権制を取り、連邦制を採用してなかったことである。連邦制による民族自治は考慮されなかった。

少数民族保護条約 [以下、条約] 第2条 [人身

の自由, 信仰の自由]では、「公序良俗に反しない限り自由」だったのが, 対応する憲法の第106条では, 出自・国籍・言語・人種または宗教にかかわりなく, 完全かつ無条件の人身の保護と自由を享受すること, 但し「国際法が許容する限りにおいて」自由を制限できる, とされている。なお条約では単に「住民」とされていたのが, 憲法では主語が「チェコスロヴァキア共和国のすべての住民はこの共和国の国家公民と同様に」というように「住民」と「国家公民」を区別している。

条約第7条 [法の下での平等, 宗教の平等, 言語の自由, 法廷での少数言語の使用の権利]は, 対応する憲法第128条で, すべての国家公民は人種・言語・宗教にかかわりなく法の下に平等であり, 同等の市民的・政治的権利を享受すること, 但し公職への就職, 営業活動の自由, 言語の自由については, 「法律の枠内で」が追加され, 「公共の秩序と国家安全保障のために」制限があり得るとされている。言語については, 第129条で特別の法律(憲法的法律)で別に定めるとしている。

条約第8条 [宗教的・言語的少数派の独自の施設・教育施設の設立・運営の自由]は, 対応する憲法第130条で, 自弁で人道的・宗教的・社会的施設, 学校やその他の教育施設を設立・運営・管理する権利があること, 但しここでも「法律が許す限りにおいて」の限定が付けられている。

条約第9条 [言語的少数派が公的教育機関で母語で教育を受ける権利, チェコ語の必修, 公的資金の配分]は, 対応する憲法第131条で, チェコスロヴァキア語以外の言語を話す住民が「相当数」居住する都市や地区では子どもが母語で授業を受ける権利があること, チェコスロヴァキア語を必修科目にできること, 但し「一般的な規則の枠内で」が追加されている。第132条で少数派の教育・宗教・人道目的のために国と自治体の公的資金を配分すること, 但し「一般的な規定の枠内で」が追加されている。第133条で「相当数」の定義について特別の法律で定めるとされている。

この他, 条約にはなかったが, 第134条で「暴力的な非国民化」が禁止されている。この条文は将来ドイツ(またはオーストリア)によってズデーテン・ドイツ人が「強制的に」チェコスロヴァキア国籍を「剥奪」されるのを予防するためのものであろう。

以上, チェコスロヴァキア憲法の条文に少数民族保護条約の規定がどのように明文化されたかを

見てきたが, 全体として言えることは, 言葉使い・言い回しはほとんど忠実に受け継いでいるものの, 「法律の枠内で」などの限定が多く, また安全保障上の配慮が見られることである。将来ドイツが「復讐戦争」を仕掛ける時のことを想定しているのは間違いないであろう。

第3章 言語法

チェコスロヴァキア憲法制定の日と同じ1920年2月29日, 憲法と不可分の構成部分として, また憲法と同じランクの法律, いわゆる「憲法的法律」として言語法が制定された⁶⁾。

言語法は全9条から成り, まず第1条で, 少数民族条約第7条を引用して, チェコスロヴァキア語を共和国の公式の国家語とした。チェコ語とスロヴァキア語を単一のチェコスロヴァキア語であるとしている。その上で, 第2条から第5条に定める例外規定を除いて, 具体的に,

- 1) 裁判所, 行政機関, 国営企業, 国の出先機関において業務上使用する言語
- 2) 国債・銀行券の表記の言語
- 3) 軍隊における指揮語・服務語。但し, チェコスロヴァキア語の知識のない隊員には, 彼らの母語の使用も可

と定められた。これによりチェコスロヴァキア語は唯一の国家語(公用語)とされたほか, 国家公務員及び国営企業の従業員(鉄道員・郵便局員などを含む)はチェコスロヴァキア語の知識が義務づけられた。チェコスロヴァキア語は唯一の「内的公用語」(内務語)の地位を得たことになる。

第2条以下で, 言語的少数派に対する例外規定が定められる。

第2条では, 裁判管区を基準にして, 最新の人口調査(国勢調査)で20%以上の住民がチェコスロヴァキア語以外の言語を話す場合, 裁判所・行政機関・国の出先機関は, 住民の応対の際に, 住民の言語で応対することが義務づけられた。事案の処理は, チェコスロヴァキア語と住民の言語の両方で行われることとした。この他, 刑事裁判の場合, 検察官はチェコスロヴァキア語及び被告人の言語, または被告人の言語だけで起訴状を作成することを義務づけられた。

第3条では, すべての自治体の行政機関は, チェコスロヴァキア語での口頭・文書による申請の受理・処理を義務づけられた。またチェコスロヴァキア語以外の言語を話す住民が人口の20%を越

える裁判管区内では、すべての自治体は、チェコスロヴァキア語以外の言語での申請を受理・処理を義務づけられた。

第2条と第3条は、少数民族にとっては、ハプスブルク時代と比べて大きな「後退」と言えるものだった。つまりハプスブルク時代には、ボヘミアの住民であれば、地元の行政機関であれ、国の出先機関であれ、ボヘミアのどこでも自分の言語で用を済ませることができた。しかしこれからは、住民の20%以上が自分と同じ民族でなければ、用を済ませることはできなくなった。一方チェコ人にとっては従来通り、と言うよりチェコスロヴァキア領内全土で自分の言語で済ませることができた。このような事態は、ハプスブルク時代と比べれば明らかにチェコ人に有利であり、非チェコ人少数民族には不利だった。

第4条では、国家の公式言語はチェコ地方ではチェコ語、スロヴァキア地方ではスロヴァキア語とされた。チェコ語による申請のスロヴァキア語での処理、スロヴァキア語による申請のチェコ語での処理は、申請者の言語での処理とみなされた。チェコ語とスロヴァキア語は同一の言語であるという建前を取る以上、当然かもしれない。

第5条では、少数民族のために設立される学校において、授業語は彼らの言語（母語）とされ、また文化施設でも管理・運営の言語も同様とされた。

第8条で、業務に支障を来さないためとして、この法律の全面施行に5年間の猶予期間が設定された。つまり例えばチェコ語を知らないドイツ人公務員は、現在の地位を保持したければ5年以内にチェコ語の修得を求められることになる。

第4章 チェコスロヴァキアの少数民族政策

さて、このチェコスロヴァキアの言語法をどのように評価すべきであろうか。

まず比較すべきは、やはりハプスブルク帝国時代の言語政策であろう。周知のように、ハプスブルク帝国のうちハンガリー王国の部分では、一定の自治権を保持したクロアチア・スラヴォニア地方を除いて、厳しいマジャール同化政策が取られたので、比較の対象とはなりえない。問題外であろう。

オーストリア帝国（正式名称は「帝国議会に代表を送る諸王国と諸州」の部分では1867年12月の憲法第19条で、民族の平等が謳われていた。

「オーストリアのすべての民族は平等であり、あらゆる民族はその民族性と言語を使用し保持する不可侵の権利を持つ。(Alle Volksstämme des Staates sind gleichberechtigt und jeder Volksstamm hat ein unverletzliches Recht auf Pflege und Wahrung seiner Nationalität und Sprache.)」

「学校、官庁、公共生活において、この国で使用されているすべての言語の平等は国家によって承認される。(Die gleiche Berechtigung aller landesüblichen Sprachen in Schule, Amt und öffentlichem Leben wird vom Staat anerkannt.)」

「複数の民族が居住する州では、公的教育施設は、あらゆる民族が、別の言語の修得を強制されることなく、自分の言語で教育を受けられるようにしなければならない。(In den Ländern, in welchen mehrere Volksstämme wohnen, sollen die öffentlichen Unterrichtsanstalten derart eingerichtet sein, dass ohne Anwendung eines Zwanges zur Erlernung der zweiten Landessprache jeder dieser Volksstämme die erforderlichen Mittel zur Ausbildung in seiner Sprache erhält.)」⁷⁾

このオーストリアの1867年憲法の規定は、少数民族の権利の保護という点で現在でも立派に通用するものである。もちろん実際に民族の平等、言語の平等が実現されていたかと言えば、そうではない。オーストリアにおいてドイツ人が政治経済社会のあらゆる分野で優位な地位を占め、ドイツ語が圧倒的な支配言語であったことは言うまでもない。それでも現実を憲法の理想に近づけようとする真剣な努力が行われたこともまた事実であり、それは高く評価しなければならない。小学校では子どもの母語が授業語とされた。学校でドイツ語を強制することはなかった。他の国民国家（特にフランス）では当たり前だった言語的・文化的同化政策は取られなかった。ボヘミアでドイツ語とチェコ語を「外的公用語」として平等と認めた1880年の「ターフェ言語令」、ドイツ人の激しい抵抗で挫折はしたものの「内的公用語」としても両言語の平等を認め、公務員にドイツ語とチェコ語の両方の修得を義務づけようとした1897年の「バデーニ言語令」は、民族の平等、言語の平等という憲法の理想を現実のものとして実現しようとした試みである⁸⁾。「帝国イコール民族抑圧」という「常識」は、少なくとも言語政策に関する限り、オー

ストリア「帝国」には当てはまらないと言えるだろう。

これに対して1920年のチェコスロヴァキア言語法はどうであろうか。ここではチェコ語（チェコスロヴァキア語）の優位が明らかである。

まず学校教育においては、子どもの母語を授業語とするという原則が継承されている。これはこれでよい。チェコスロヴァキア政府としても、ハプスブルク時代のリベラルな慣例を無視し、「普通の国民国家」が取るような同化政策を取ることはできなかつたであろう。しかしチェコスロヴァキア語が唯一の公用語とされ、学校で必修科目として導入されたことは、「別の言語の修得を強制されない」とした1867年憲法の規定と比較すると、明らかな「後退」とは言えないだろうか。チェコ人の子どもたちには「外国語」は必修とされなかつたのである。授業語としてではないものの、少数民族の子どもには事実上「外国語」が「強制」されたことになる。

一般論として複数民族が共存する地域で、子どもの頃から相手方の言語を学ぶことの意味は非常に大きいし、大いに推奨されるべきことである。しかしその場合、双方が相手方の言語を学ぶ、ということが重要であろう。チェコスロヴァキア語だけに「国家語」としての特権的な地位を与えることは、決して「諸民族の友好」という理想に資することがないのは明らかであろう。民族の混住地域の学校では、授業語は母語とし、母語以外の言語を「外国語」として必修とする、という規定であったならば、1920年のチェコスロヴァキアの言語法は民族の平等、諸民族の友好という理想に向かって、1867年のオーストリア憲法よりさらに一歩進んだものとなっていたであろう。

次に行政においては、確かに住民の20%以上がチェコ語以外の言語を話す地域では、行政機関は少数言語での対応が義務づけられた。しかしこれはハプスブルク時代と変わらないのであり、むしろ20%以下の地域ではその必要はなくなった。一方少数民族の側では、たとえチェコ語住民がほとんどいない地域でも、チェコ人職員（あるいはチェコ語ができるドイツ人職員）の配置が義務づけられた。特にドイツ人居住地域はドイツ人の集中度が高かったので、このことは不満の種だった。また国の出先機関・国営企業（鉄道・郵便を含む）に勤める場合は、チェコ語の修得が要求された。その結果、多くのドイツ人国家公務員がチェコ語

ができないために職を失った。一方チェコ人は（実際にはドイツ語ができる場合が多かったが）理論的にはドイツ語の知識がなくても国家公務員となることが可能だった。

実際にチェコスロヴァキアの国家公務員のうちドイツ人が占める比率を見ると、1921年には約6万2700人で民族比にほぼ一致していたが、上述の5年間の猶予期間が過ぎた後は急減し、1930年には3万2350人とほぼ半減した。民族比例配分なら6万7100人となるはずだった。その内訳は次の通りである（カッコ内は民族比例配分と仮定）⁹⁾。

鉄道	1万8200	(3万2600)
郵便	5750	(9800)
一般行政	7650	(2万1600)
軍隊	750	(3100)

一般行政と軍隊で比率が目立って低いのがわかる。元々ボヘミア・モラヴィアのドイツ人はチェコ語を修得しようという意欲が低かった。多くがチェコ語に対する根拠のない差別意識を持っていて、そのためにチェコ語の修得を拒んだのかも知れない。また中高年者にとって一から「外国語」を学習することの困難さは理解できる。しかも日常会話程度ではない、高度な専門性を有する職種・地位であればなおさらであったろう。いずれにせよ、ドイツ人、特にミドルクラスのドイツ人はチェコスロヴァキア国家に対する不満・反感を募らせるに違いない。

1920年代に多くのドイツ人国家公務員が職を失った後、ドイツ人地域へチェコ人の大量移住が始まった。例えばドイツ・ザクセンに近いボヘミア西部の町 Komotau では第一次大戦前にはチェコ人の比率が3%以下だったが、1930年の人口調査では13%以上に跳ね上がり、1938年のミュンヘン協定の時には20%に達していた。Komotau の国家公務員のうち、既に1930年にチェコ人は40%以上だった¹⁰⁾。かつてハプスブルク時代には、公務員の民族構成は、ほぼ住民の民族構成と一致していた。ボヘミアでは官僚の90%がチェコ人だったという¹¹⁾。それが今では「国家民族」となったチェコ人が民族比以上に公のポストを占めていた。全体の奉仕者であるはずの公務員が、住民の民族比率と合わないという状況は好ましいはずがない。チェコスロヴァキア言語法は、そのことを考慮して、公職における民族比例代表制 (Proportz), あるいはそれに近いものを採用すべきではなかつたろうか。この制度は、同じくかつてオーストリ

ア帝国に属した、現在イタリア領南チロル¹²⁾で行われていて、「民族和解の模範例」と称されている。民族比例代表制は確かにすべての人を満足させるような「最善策」ではないかもしれないが、誰もが受け入れることが可能な「次善策」ではなかろうか。かつてのドイツ人による支配の記憶、それに対するルサンチマンが、チェコ人にそうすることを妨げたのだろうか。

この他に、ドイツ人の反感を呼んだのが地名表記問題である。かつてハプスブルク時代には、ドイツ語市町村ではドイツ語で、チェコ語市町村ではチェコ語で地名表記が行われた。言語境界線付近やプラハ・ブリュンのような二言語都市では二言語表記が行われた。しかし1919年以後まもなくドイツ人地域のすべての市町村に従来のドイツ名の他に、チェコ名がつけられた。チェコ人がほとんどいない所でも同じだった。すべての地名表示板や道路表示板にチェコ名が併記された。一方プラハも含めて、チェコ人地域ではドイツ語表記はなかった¹³⁾。このこともドイツ人にはハプスブルク時代より「後退」した、差別・不平等だと思われただろう。

チェコスロヴァキアの言語法に対して、すべてのドイツ人政党は拒否的態度を取ったが、「インタナショナル」な政党であったオーストリア社会民主党¹⁴⁾をチェコスロヴァキアで継承したドイツ人社会民主労働者党(D S A P、党名も継承)は新しい言語法をどのように見たのだろうか。

1920年6月2日、チェコスロヴァキア議会が招集された日、ゼリガー(Josef Seliger)議員はスラヴ諸民族の「解放」を歓迎するとしながらも、ズデーテン・ドイツ人の意に反して行われたチェコスロヴァキア国家への編入を「ヴェルサイユとサン・ジェルマンの暴力講和」と非難した後、次のように述べた。

「あなたがたは言語法を決定した。官庁、裁判所その他で使用される言語を定める規則を作ることには我々は全く賛成である。しかしこの言語法は規則ではない。強制(Diktat)である。あなたがたは、ドイツ人市民の言語的権利だけでなく、物質的権利をも危険にし、削減するようにこの法律を作った。」¹⁵⁾

また1923年5月にドイツ・ハンブルクで開かれた第二インタナショナルの大会には次のような内容を覚書¹⁶⁾を提出した。

「チェコ人は何十年に渡ってオーストリアにお

ける国家語(Staatssprache)の設定に反対してきた。ドイツ人社会民主主義者その他の民族の社会民主主義者が1899年に共同で作った民族綱領(ブリュン綱領)では「我々はいかなる民族的特権も認めない。従って国家語の要求を拒否する」とはっきり述べていた。しかし1920年2月29日の言語法では「チェコスロヴァキア語は共和国の公式な国家語である」と述べている。これによって国民国家の装いを与えようとしている。」

この後、覚書は「ドイツ人学校に対する迫害」について詳細に述べる。

「最も恐るべきは政府によるドイツ人学校への迫害である。1922年夏までに193のドイツ人学校と1783のドイツ人学級が閉鎖された。生徒数が40人¹⁷⁾に満たないという理由で学校を恣意的に閉鎖している。しかしこれはドイツ人学校だけのことである。チェコ人学校には別の対応をしている。1919年4月5日の法律により、チェコ人の子どものためには40人未満でも公立学校を設置できる。学校関係予算のうち、チェコ人学校には98%が配分され、ドイツ人学校には2%しか配分されていない。

ドイツ人学校と学級は次々と閉鎖されている。チェコ人の子どものためには、Znaim 県 Chvelatitz のように生徒数が5人でも、モラヴィアの Firschau のように2人でも一つの学校が設置された。同じ市町村の中でも差別が行われている。Dauba 近郊の Titnei ではチェコ人17人のために学校が設置されたのに、24人のドイツ人学校が閉鎖された。Brünn 近郊の Tereschau ではチェコ人16人のために学校が設置されたのに、31人のドイツ人学校が閉鎖された。ハンガリー人、ポーランド人でも事情は同じである。少数民族の子どもは迫害されている。数千数万の児童が母語での授業なしに成長している。」(一部要約)

この覚書は最後に、「友党」であるはずのチェコ人社会民主党が政府と協力して少数民族の迫害に手を貸していると批判した。第一次大戦前のオーストリア社会民主党の民族別分裂を思い出させるような「民族対立」である。この覚書は戦前のブリュン綱領に言及した部分以外は、「ドイツ民族主義者」の非難のトーンと共通するのは確かである。

以上見てきたように、1920年のチェコスロヴァキア言語法は確かに全体としてはリベラルな内容を持っており、ハプスブルク時代の言語政策を継承しているように見える。しかし1867年の憲法の

「諸民族の平等」という理想に近づいたとは言いがたい。むしろハプスブルク時代におけるドイツ語の地位にチェコ語が取って変わっただけである。むしろチェコスロヴァキア語が「国家語」という地位を獲得したことは、少なくとも理論的・形式的にはハプスブルク帝国時代のドイツ語以上の地位を得たことになる。学校教育、行政におけるチェコ語の優位は明らかである。

しかもチェコ人は今や必ずしもドイツ語を必要とはしなかったが、実際にはドイツ語ができる場合が多く、一方チェコ語ができるドイツ人は限られているという現実、法律上のチェコ人の優位を實際上さらに有利にし、ドイツ人をさらに不利にした。ドイツ人たちが階級を越えてチェコスロヴァキア国家に心底からの帰属意識を持つのが難しかったのは、意に反してチェコスロヴァキア国家に編入されたことへの怒りと共に、その後のこうした不平等・差別の現実が大きく影響したのではなかろうか。そしてこの心情を巧みに利用したのが、同じオーストリア・ドイツ人であったヒトラーだったのではないだろうか。

おわりに

ズデーテン地方をめぐる「チェコスロヴァキア危機」が頂点に達していた1938年9月20日、ドイツ人社会民主労働者党はズデーテン・ドイツ人に向けて「平和と自由のために」という声明を出した¹⁷⁾。

「ズデーテンドイツ人の死活的利益を平和的に確保する可能性はある。戦争なしでも、民族的同権、広範な自治、経済再建、社会保障は可能である。一方で、我々が帝国主義的支配計画の道具に悪用される危険がある。スラヴ人の隣人との誠実で永続的な和解の千載一遇のチャンスがある。ドイツ主義(Deutschtum)は、帝国主義的暴力政策の道を開き、諸民族の平等ではなく、他民族に対する支配を追求する。遅かれ早かれスラヴ人との流血の紛争を招く。暴力的な決断をすれば再びドイツ民族に対して世界が武装するだろう。ズデーテン・ドイツ人は最初の犠牲者になるだろう。郷土は破壊され、将来はないだろう。暴力を声高に叫ぶ若い狂信家たちは「世界戦争」がどういものか知らない。しかし君たちは戦争を知っている。

ズデーテンドイツ人の二者択一は、平和による平等か、戦争による没落か、である。

平和と自由のために、ズデーテン・ドイツ人のより良き将来のために、平等な諸民族の新しいヨーロッパのために！」(一部要約)

ここにはかつてのようなドイツ民族主義のトーンは消えている。社会民主党としては、ドイツがナチズム独裁国家に変わり、「祖国」オーストリアも併合されてその一部となった今、かつてのようにドイツ(またはオーストリア)への復帰を要求してチェコスロヴァキア政府と対立することはできなくなっていた。それにしても、この段階に至っても「諸民族の平等」を訴えていたということは、チェコスロヴァキアにおいてその平等が実現されてなかったということの証左であろう。

しかし、この時のズデーテン・ドイツ人は「民族ヒステリー」とも呼ぶべき精神状態に陥っていて、理性と平静を訴える社会民主党の呼びかけは完全に無視された。ズデーテン・ドイツ人たちは、たとえヒトラーの手を借りても「自由」「平等」を手にしたかったのだろうか。非合理的としか思われないズデーテン・ドイツ人の行動、特に1930年代後半の行動の理由を解明するのが、次の課題となる。

注

- 1) 講和会議におけるチェコスロヴァキア国境の画定については、参照、拙稿「ズデーテン問題の発生」『弘前大学教育学部紀要』第90号、2003年。
- 2) <http://www.versailer-vertrag.de/svsg.htm>. [サン・ジェルマン条約]
- 3) [http://www.verfassungen.de/cz/minderheitenschutzvertrag19.htm](http://www.verfassungen.de/cz/minderheiten-schutzvertrag19.htm). [少数民族保護条約]
- 4) <http://www.verfassungen.de/cz/verf20.htm>; [チェコスロヴァキア憲法]
- 5) 少数民族保護条約と憲法の規定の比較については、参照、Dokumente zur Sudetenfrage, München/Wien 1984, S.138-143.
- 6) <http://www.verfassungen.de/cz/gesetz122-20.htm>. [言語法]
- 7) <http://www.verfassungen.de/at/stgg67-2.htm>; [オーストリア1867年憲法]
- 8) ドイツ人とチェコ人の「言語戦争」については、参照、大津留『ハプスブルクの実験』(中公新書, 1995年); A・J・P・テイラー『ハプスブルク帝国1809-1918年』(筑摩書房, 1987年[原著は1948年]); B・ジェラヴィッチ『近代オーストリアの歴史と文化』(山川出版社, 1994年[原著は1987年])。
- 9) Dokumente, S.473.

- 10) Ebenda, S.474.
- 11) 大津留, 180頁。
- 12) 南チロルは, 1919年のサン・ジェルマン条約で, かつてのチロル州のうち, プレンナー峠以南の部分が, イタリア語地域(トレンティーノ)と共にイタリアに併合された。やはり住民の意志に反しての決定だった。2001年の国勢調査による南チロルの住民約46万のうち, ドイツ語を母語と申告した者が69.38%, イタリア語26.30%, ラディン語(スイスのレト・ロマン語と同系統)4.32%である。南チロルでは1972年の「包括的自治規約」により広範な自治が与えられ, 「国家語」であるイタリア語と並んでドイツ語も公用語の地位を得ている。南チロルについては参照, 進藤修一「南ティロールにおける『民族』」大津留厚他『民族』(ミネルヴァ書房, 2003年), 273-315頁; Das neue Autonomiestatut, in:http://www.provinz.bz.it/lpa/autonomie-statut/index_d.htm [南チロル自治州 (Autonome Provinz Bozen-Südtirol) のホームページ].
- 13) Entnationalisierungspolitik gegen die Sudetendeutschen, in: http://www.sudeten.de/bas/content/a08_2.htm. [ズデーテン・ドイツ人協会 (Sudetendeutsche Landsmannschaft) のホームページ]
- 14) 第一次大戦前のオーストリア社会民主党, 特に党内のドイツ人とチェコ人の対立については参照, 小沢弘明「オーストリア社会民主党における民族問題」『歴史学研究』第572号、1987年。
- 15) Dokumente, S.151-153.
- 16) Ebenda, S.161-168.
- 17) オーストリア帝国では全国小学校法で「1時間以内の通学区間に就学児童が40名以上いる場合, 1つの小学校を設置しなければならない」と定められていた。参照, 大津留, 131頁。
- 18) Dokumente, S.223f.

(2004. 7. 29受理)